



バースデー休暇・年1回の連続休暇の取得をめざしましょう！

平成26年度は委員会活動の1つに正規・非正規を問わず看護科職員すべてがバースデー休暇、3日以上連続休暇の取得100%をめざすことに取り組みます。これは、昨年実施した実態調査において皆さんから休暇についての要望が多かったことをふまえての活動です。

バースデー休暇



自分の誕生日を自分のために有意義に使っていただき、充実した時間を過ごし少しでもリフレッシュしてもらうための休暇です。

取得方法

基本的には誕生月に取得し、取得困難な場合はできるだけ前後1ヵ月で取得する。

例えば

4月生まれの場合 ... 4～6月で取得
7月生まれの場合 ... 6～8月で取得

ただし、夏期休暇と重なる場合（6～9月）は夏期休暇を優先していただくため、その期間で取得できない場合があります。その場合、バースデー休暇は3ヵ月間を超える範囲での取得も可能と致しますので、所属の上司と相談し調整してください。

連続休暇

前後に夜勤はつけない3日間連続した休暇です。

取得方法

部署内スタッフの予定が重ならないようにあらかじめ1年間の予定表に希望を記入して取得する。

例えば

週休2日 + 有給休暇1日
(基本的には有給休暇は1日のみとする)



バースデー休暇・連続休暇の希望記入用紙は各部署に配布してあります。予定が決まり次第記入しお互いの協力のもと、計画的に休暇を取ることで仕事への活力としましょう。

委員会では新任者が皆さんとともに活躍できる日を楽しみにしています。今からもみんなでワーク・ライフ・バランスを考えていきましょう。意見箱も設置してありますので、ぜひ皆さんのご意見、ご感想をお聞かせください。